

教育概論Ⅱ(中高)－4

担当：鵜殿篤

<http://meganeeculture.boo.jp/2019/09/19/gairon2/>



▼語学・心カ・教福・服美・表現 10/19 / 栄養・環教 10/15

■今回の見通し

・『学習指導要領』に即して、適切に「教科」を定めよう。

第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

1 **各学校**においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な**教育課程を編成するもの**とし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。(19頁)

第2 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

オ **各学校**においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、**選択教科として開設**し生徒に履修させることができる。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。また、**特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。**(21-22頁)

※各学校の自主性・主体性が期待されていることを踏まえよう。

・選択教科も開設できます。

→「情報科」「市民科(品川区)」「よのなか科(杉並区)」などなど

■前回のおさらい

- ・ソフトスキルと非認知能力。学校の教育目標。
- ・学校の仕事の領域：教科／道徳／総合／特活

■今回身につける基本敵知識

- ・各教科のなりたちの根拠を、法律に則して理解しよう。
- ・教科を構成する理論(スコープとシーケンス)を理解しよう。

■各教科のなりたち

学校教育法

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

学校教育法施行規則

第72条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の**各教科**（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、**特別の教科である道徳、総合的な学習の時間**並びに**特別活動**によつて編成するものとする。

第73条 中学校（併設型中学校、第74条の二第二項に規定する小学校連携型中学校、第75条第二項に規定する連携型中学校及び第79条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年における**これらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準**とする。

第74条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、**教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領による**ものとする。

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の**一単位時間は、五十分**とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める**学級活動**（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

- (1)自分が中学生のときを思い出して、好きだった教科と、その理由を考えてみよう。（珍しい教科があったら、「その他」欄に書いて下さい）
- (2)大人に近づいた現在の観点から、もっと勉強すべきだった教科と、その理由を考えてみよう。



■教科を組み立てる論理 スコープとシーケンス

・教育課程を編成する時、「スコープ」と「シーケンス」を意識すると、体系的・合理的・計画的に作ることができます。

*スコープ：教える内容を適切な範囲・領域に区分します。

*シーケンス：教える内容を適切に配列します。

■系統主義と経験主義

・教える領域を区分する時、大きくわけて2つの考え方「系統主義／経験主義」に分けられます。それぞれ長所と短所があります。

*系統主義：既存の学問体系から教える領域を演繹（上から降ろす）します。

◎既存の科学体系を踏まえており、知識を体系的に習得する道筋が明確。一斉教授が容易。

△子どもが学習に対する意義を見失いやすく、興味関心を持続できない。

*経験主義：子どもの生活から教える領域を帰納（下から積み上げる）します。→総合的な

学習の時間を構想するときに活用しましょう。

◎子どもの興味関心や個性に即している。学習の持つ意味が明確になりやすく、学習への意欲を持ちやすい。

△知識の体系的な習得が困難。一斉教授が困難など、授業の効率の問題。受験に対する不安。

教科構成のバリエーション

類型	構成方法	具体例
相関カリキュラム	関係の深い複数の教科間で内容の関連を図る。	「地理」と「歴史」をひとつにまとめる。
融合カリキュラム	複数の教科から共通の要素を抽出し、新しい教科に再編する。	「理科」と「社会」を融合して「生活科」を作る。
広域カリキュラム	複数の教科を大きな領域に編成する。	政治学・経済学・歴史学・自然地理学・人文地理学・倫理学・教育学・社会学・哲学・心理学をまとめて「社会科」にする。
クロス(横断)カリキュラム	複数の教科の教員が連携して、お互いにほかの教科の内容との関連を図る。	「安全」という観点から、「家庭科」「理科」「社会科」などを横断して学習する。
コア・カリキュラム	中心となる基本教科を決め、周辺にほかの教科を関連させて配列する。	「社会科」を中心とし、そこで必要になる知識や技能を国語科や数学で身につける。

教科等横断的な視点

- ・最新学習指導要領では「教科等横断的な視点」の重要性が前面に打ち出されています。
- ・今後は、教科をそれぞれバラバラで無関係な内容を教えるものと考えてのではなく、相互に関連したものとして理解する必要があります。

■今回の「週刊教育課程」

- (1) 前回設定した教育目標を踏まえて、あなたの学校に特徴的なオリジナル教科をひとつ作ってみよう。(必須)
- (2) オリジナル教科の内容を説明しよう。(必須)
- (2) 今回作ったオリジナル教科が、前回設定した「教育目標」の達成にどのように関わってくるか、保護者に分かるように説明してみよう。(任意)



■復習と予習

- ・スコープとシーケンスについて、深めておこう。
→【教育課程編成の基礎】スコープとシーケンスとは？
- ・自分が担当する教科の「目標」を読んでおこう。

